

体育施設管理使用規程

第1章 総則

第1条 関西学院総合体育館・屋外体育施設（第1フィールド、第2フィールド、第3フィールド及び第4フィールド）及び室内温水プール（以下これらを総称して「体育施設」という。）は、体育活動等を通じて心身を鍛錬し、本学院の教育目的の達成に資するために使用する。ただし、神戸三田キャンパス体育施設管理使用規程及び聖和キャンパス体育施設管理使用規程は別に定める。

第2条 体育施設の管理運営は、総合体育館長（以下「館長」という。）が行う。

2 館長選任の規程は、別に定める。

第3条 体育施設の管理・運営及び使用を円滑に行うため、体育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の規程は、別に定める。

第4条 体育施設は次の場合に使用することができる。

1 〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業

2 法人及び法人が設置するすべての学校の式典並びに行事

3 法人が設置するすべての学校の課外体育活動

4 館長が第1条の目的に合致し、本学院の教育に寄与すると認めた場合

5 館長が本学院の地域連携及び社会貢献活動等に寄与すると認めた場合

2 館長が必要と認めたときは、使用場所・時間を制限し、また一部若しくは全部の使用を停止させることができる。

第5条 体育施設管理使用規程（以下「規程」という）及び体育施設管理使用細則（以下「細則」という。）並びに指示事項に違反した場合は、体育施設の使用を禁止する。

第6条 第4条第1項第4号及び第5号の利用者が体育施設の利用中、自身が受けた損害に対して、本学院は、本学院に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わないものとする。また、利用者同士に生じた係争やトラブルについても、本学院は、本学院に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負わないものとする。

第7条 第4条第1項第4号及び第5号に該当する体育施設の使用については、使用料を徴収することができる。

2 使用料については、細則に定める。

第2章 総合体育館

第8条 総合体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は次のとおりとする。

1 通常の開館時間…8：00～21：00

2 夏季（8月1日～9月10日）の開館時間…9：00～19：00

2 前項の規定にかかわらず、館長は、必要に応じて開館時間を変更することができる。

3 時間外の使用については、細則に定めるとおりとする。

第9条 体育館においては〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業の授業中に第4条第1項第2号以下の各号の行事・活動を行うことはできない。ただし、館長は授業に支障のない限り行事・活動を許可することができる。

2 体育館の使用については、細則に定める。

3 休暇中及び全学休講日の使用については、その都度公示する。

第10条 体育館においては、次の各号の行為をしてはならない。

1 館長の許可なしに館内の設備を変更し、あるいは器材・器具を搬入・搬出すること。ただし、許可を得て前記の行為をした場合は、終了後すみやかに原状に復しておかなければならない。

2 館内の定められた場所以外で、飲食・喫煙をすること。

3 館内外で許可なく物品又は文書・図画を陳列・販売・頒布あるいは騒音を発するなどの他人に迷惑を与える行為をすること。

4 その他細則において禁止された事項

2 施設及び備品等を破損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第11条 体育館の休館日を次のとおり定める。

- 1 第4日曜日
- 2 8月16日（停電・断水日）
- 3 12月28日～1月5日
- 4 大学入学共通テスト英語リスニング実施日
- 5 運営委員会が休館を必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、臨時に休館日に開館する又は臨時に休館日を設けることができる。

第12条 体育館内に大学トレーニングセンターを設置する。ただし、大学トレーニングセンターの管理運営については、「大学トレーニングセンター規程」「大学トレーニングセンター使用規程」の定めるところによるものとする。

第3章 屋外体育施設

第13条 屋外体育施設においては〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業の授業中に、第4条第1項第2号以下の各号の行事活動を行うことはできない。ただし、館長は授業に支障のない限り許可することができる。

- 2 屋外体育施設の使用については、細則に定める。
- 3 休暇中及び全学休講日の使用については、その都度公示する。

第14条 屋外体育施設の使用については、第10条を準用する。

2 フィールドの利用者は、許可されたフィールドの使用区分・時間・運動種目等を守り、隣接利用者の危険防止に注意しなければならない。

第15条 夜間照明の使用については、細則に定める。

第4章 室内温水プール

第16条 室内温水プールの使用については、室内温水プール規程（以下「プール規程」という）を別に定める。

第17条 プール規程に定めるもののほかは規程及び細則による。

第5章 規程の改廃

第18条 体育施設の事務は、学生活動支援機構事務部において行う。

第19条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て大学評議会及び高中部長室の了承を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1978年（昭和53年）2月9日から施行する。
- 2 この規程の施行の日をもって総合体育館管理規程を廃止する。
- 3 この規程は、1984年（昭和59年）7月21日から改正施行する。

略

- 14 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

室内温水プール規程

第1条 室内温水プール（以下「プール」という。）は、水泳を通じ体育運動の適正な発達を図る場として学生の健全な心身を練磨し、本学の教育目的達成に資することを目的とする。

第2条 プールは、次の場合に使用できる。

- 1 〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）及び体育施設運営委員会が認めた授業
- 2 大学の課外体育活動
- 3 大学の行事
- 4 体育施設管理使用規程第4条第1項第4号及び第5号の場合

第3条 プールの使用期間は、メンテナンス期間を除き学生会館に準じる。

- 2 前項に定める使用期間の内、学生会館の休館日は休館とする。
- 3 使用時間は次のとおりとする。ただし、体育施設運営委員会において必要と認めた場合は、時間を変更することができる。

1 通常の開館期間…8：00～21：00

2 夏季（8月1日～9月10日）の開館期間…9：00～19：00

第4条 プールの時間外使用については、体育施設管理使用細則第3条第2項を準用する。

第5条 プールの使用について、ここに定めるほかは体育施設管理使用規程及び体育施設管理使用細則を準用する。

第6条 使用にあたっては、体育施設管理使用規程及び体育施設管理使用細則を守るとともに総合体育館長の指示並びに使用心得に従わなければならない。

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

1 本学において使用の必要が生じた場合

2 使用が許可の目的及び条件を満たしていないと認めた場合

3 使用に関する遵守事項に、著しく違反すると認めた場合

第8条 プールの使用に関する手続き事項、保安及び風紀に関する事項、その他管理上必要な細部事項は総合体育館長がこれを定める。

第9条 プールは、社会の体育活動に寄与するため、学外団体及び学外者にプールの使用を許可する場合は、次のとおりとする。

1 プールの使用は、第2条第1項第1・2・3号に支障のない特定日に学外団体及び学外者の使用に供することができる。

2 プールの使用料は、体育施設管理使用細則に定める。ただし、特別の場合館長の許可によりこれを免除することができる。

3 プールの使用を希望する場合には、1カ月前に所定の手続きを完了しなければならない。

4 プールの使用に際しては、当該団体の責任において遊泳者監視員をおかななければならない。

5 プールの利用者に万一事故が生じた場合、本学院は一切の責任を負わないものとする。

第10条 本学院の教職員及び学生・生徒は第2条第1項第1・2・3号の使用時間帯、休館日並びにプールの使用休止日を除く開館時間帯に使用することができる。

第11条 この規程の改廃は、体育施設運営委員会の議を経て大学評議会及び高中部長室の了承を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1984年（昭和59年）7月12日から施行する。

略

11 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学トレーニングセンター使用規程

（総則）

第1条 この使用規程は、関西学院大学トレーニングセンター規程に基づき、大学トレーニングセンターの使用に関する事項を定める。

（使用目的）

第2条 大学トレーニングセンターを使用する目的は、次のとおりとする。

1 本学学生（学部生・大学院生）の課外教育

2 大学の正課授業

3 その他運営委員長の認める場合

（休室日）

第3条 大学トレーニングセンターの休室日は、原則として次のとおりとする。

1 土曜日、日曜日及び祝日（ただし授業・定期試験実施日は除く）

2 学院創立記念日（ただし授業実施日は除く）

3 8月13日～21日

4 12月25日～翌年1月5日まで

5 学院・大学が特に定めた日

6 運営委員会の定める日

（使用の手続き）

第4条 大学トレーニングセンターの使用を希望する者は使用に関する講習会を受講し、大学より認定されなければならない。

2 認定された者は使用者として登録される。使用登録の有効期限は1年とする。有効期限が満了する者は所定の手続きを経て1年延長することができる。

(使用の取消)

第5条 使用登録者が卒業、退学等により本学の学籍を喪失した場合、使用登録は取り消される。

2 他の使用登録者の学生証を利用して入室した者は、今後の使用は認めない。また、その入室者に学生証を貸与した使用登録者の今後の使用も認めない。

3 使用登録者が不適切な使用を行ったと運営委員長が認めた場合、使用登録を取り消す。

(使用時間)

第6条 大学トレーニングセンターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、運営委員長が必要と認めた場合は、臨時に使用時間を変更することができる。

1 午前10時から午後8時とする。

2 夏季期間（8月1日から9月10日）は、午前10時から午後6時とする。

3 第2条第2号に該当する使用に関しては別途これを定める。

(トレーニング専門指導員)

第7条 第6条1、2の時間については、トレーニング専門指導員を配置する。

(時間外使用)

第8条 第3条に定める休室日、および第6条に定める使用時間以外の時間について、所定の手続きにより団体での使用を認める。ただし、総合体育館の開館日、開館時間の範囲内に限るものとする。

2 前項における団体とは、学生連盟加盟団体、大学登録団体、その他運営委員長が認めた団体をいう。

3 前項の団体による時間外使用に際しては、大学トレーニングセンター規程第5条において認定された第一種トレーナーの指導の下に行わなければならない。

(使用登録料金)

第9条 使用登録および登録更新にあたって別に定める料金を徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者の責に帰すべき事由によって、建物、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合、運営委員長は損害賠償を請求することがある。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会で審議し、学生委員会及び大学評議会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は、2002年（平成14年）7月1日から施行する。

略

6 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

自動車通学取扱要項

1 学生の自動車による通学については、この要項により取り扱うものとする。ただし、神戸三田キャンパスへの自動車による通学については、別に定める。

2 学生の自動車による通学は原則として禁止する。ただし、次に該当する者はこの限りではない。

身体上の障害等のため、自動車を使用しなければ著しく通学が困難な者

3 2のただし書きに該当する者は別紙様式の申請書を所属学部を経て学生委員会（以下「委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。

4 許可証は別紙様式とし、委員会の審査に基づき発行する。

(1) 許可証の有効期間は当該学年度中又は委員会の認めた期間とする。

(2) 許可証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 許可証の交付を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車は定められた場所にすること

(2) 駐車中は許可証を運転席前面に表示すること

(3) 歩行者の安全を第一とすること

- (4) 騒音の防止等教育研究環境の保持につとめること
- (5) その他交通規則に定められたルールを守ること
- 6 許可証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するとき、直ちに許可証を返還しなければならない。
 - (1) 卒業、退学及び休学したとき
 - (2) 許可要件がなくなったとき
 - (3) 4の(2)に違反したとき
 - (4) 5に違反したとき
- 7 自動車通学にともなう事故、損傷及び盗難等について、大学は一切責任を負わない。
- 8 自動車通学に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
- 9 この取扱要項の改廃は、学生委員会の議を経て、大学評議会において行う。

附 則

- 1 この取扱要項は、1983年（昭和58年）4月1日から施行する。

略
- 7 この取扱要領は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。